

戸籍謄本等の不正入手事件について

1. いわゆる「プライム事件」の概要

- ・平成23年11月に、愛知県警 捜査員の戸籍等が不正取得された容疑で、探偵事務所や法律事務所の経営者、司法書士ら関係者5人が逮捕される事件が発生した。(平成24年7月に有罪判決が確定)
 - ・この事件は、全国の市民等から調査依頼を受けた不特定多数の探偵事務所等が戸籍や住民票等を請求できない為、『プライム総合法務事務所』を介して戸籍等を取得したものだが、当該法務事務所経営者や司法書士らが共謀して『職務上請求用紙』を大量偽造し、全国で1万件以上の戸籍・住民票等の不正入手をしていたという事件である。
- ※大阪府内の不正請求は472件、市内各区役所では217件の請求が確認されており、その内206件を交付している。

2. 大阪市の取り組み

(1)これまでの取り組みについて

①8業士会への申入れ

- ・大阪弁護士会、大阪府行政書士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、近畿税理士会、大阪府社会保険労務士会、日本弁理士会近畿支部、日本海事代理士会近畿支部、日弁連等全国組織に対して、政令市連名で要望(平成18年)
- ・大阪府行政書士会と戸籍等の不正請求に係る意見交換会(平成21年)

②市民への広報と啓発

- ・市政だより(現、区政だより)、市民局ホームページ、人推協だより、人権啓発冊子「KOKORO ねっと」への記事掲載
- ・啓発ステッカーとポスターを各区配付
- ・戸籍謄本等不正取得防止啓発ビラ(大阪府作成)を各区役所で配付

③その他

- ・大阪市戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部を設置(平成18年3月)

【参考】

- ・平成20年5月 改正住民基本台帳法・戸籍法施行(本人確認厳格化と罰則強化)
- ・平成24年7月 日本司法書士会が今回事件を受けて、偽造防止策を施した新たな『職務上請求用紙』を作成

(2)プライム事件への対応

- ・大阪府と意見交換、他都市状況の把握
- ・本人告知の実施

(3)事前登録型の本人通知

- ・本市規模(住基人口約260万人、戸籍人口約270万人)から、登録者の名簿管理等のシステム改修が必要。 ※平成27年導入に向けて開発中。
- ・全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会及び、大阪府、大阪府市長会・町村長会を通じて法務省、総務省に対して『事前登録型本人通知制度』の法制化を要望

3. 本人告知の実施について

(1) 個人情報保護審議会

- ・平成25年3月19日 個人情報保護審議会への諮問
【個人情報の目的外提供と目的外利用について】
—個人情報保護条例 10条1項5号による個人情報の提供及び利用
- ・平成25年3月21日 個人情報保護審議会答申
—3月19日付諮問については妥当である。なお、取り扱う個人情報の性質を踏まえて、当該個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずることを強く要請する。

(2) 本人告知の実施

- 請求書の偽造が明らかであり、本市において不正取得が行なわれたと判断したため、人権救済等の相談に繋げることを目的として、被交付請求者本人あてに(個別)事実告知を行う。
- ・告知に係る通知書は、市民局区政課住民情報グループから「本人限定受取郵便」により、7月・8月で3分割して発送する。(告知対象者数は145人)
 - ・通知に対しての問い合わせ先は「市民局住民情報グループ」とし、人権侵害に関わる相談については「人権啓発・相談センター」を案内する取り扱いとする。

(3) 通知書の発送スケジュールについて

- ・第1回目送付《住民票単一及び戸籍との重複請求分 57人》
【発送日】 平成25年7月17日
- ・第2回目送付《戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票請求分 45人》
【発送日】 平成25年8月 2日
- ・第3回目送付《戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票請求分 43人》
【発送日】 平成25年8月16日

(4) 第1回目送付結果について(問い合わせ・相談件数) 平成25年 8月14日現在

	住民情報グループ	人権・啓発相談センター
電話による問合せ・相談	34件	9件
面談による問合せ・相談	1件	0件
(うち住情G→啓相Cに引継ぎ)	—	(2件)
(うち啓相C→住情Gに引継ぎ)	(0件)	—

(5) 主な問合せ・相談内容について